平成２２年（フ）第２７１号
福岡市早良区星の原団地19番305号
債務者　菅原　聖子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７７号
福岡市博多区住吉４丁目２番２―712号
債務者　糸賀　麻衣
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８０号
福岡市城南区片江２丁目14番12―502号
債務者　武井　純子（旧姓越智）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８３号
福岡市博多区麦野２丁目２番３―101号
債務者　徳留貴美子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９７号
福岡市南区長住３丁目22番306号
債務者　高橋　敏子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１４号
福岡県宗像市赤間４丁目８番６号
債務者　山原　美幸
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４３号
福岡県久留米市津福本町337番地１メゾン・シェネ202号
債務者　伊藤　照雄
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４４号
福岡県久留米市津福本町337番地１メゾン・シェネ202号
債務者　伊藤スダ子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１２号
鹿児島県薩摩川内市上川内町5360番地３
債務者　鍛治屋俊一
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
鹿児島県薩摩川内市上川内町5360番地３
債務者　鍛治屋正子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
鹿児島県阿久根市塩浜町２丁目210番地　市営ふれあい団地市棟104号
債務者　米丸　珠生
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
鹿児島県薩摩川内市中郷町5266番地１　蔵元宅
債務者　小寺　武志
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
鹿児島県阿久根市山下1095番地７
債務者　松林　盛政
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
鹿児島県薩摩川内市勝目町5315番地30　県営勝目団地１号棟101
債務者　永田由美子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
鹿児島県出水市下鯖町426番地　鶴亀タウン東３棟201号
債務者　花田　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
鹿児島県薩摩郡さつま町二渡5254番地
債務者　徳丸　　進（旧姓上之薗）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第４１３号
沖縄県那覇市牧志１―19―16　ヘイセイハウス３階Ａ号室、住民票上の住所広島県三原市須波西町765番地430
債務者　平岩　貴和
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５３２号
沖縄県那覇市字安里388番地22
債務者　金城　　武
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部